

平成30年 議会基本条例 検証シート (集計結果をふまえた本別町議会としての活性化計画)

【評価】 A=概ね達成できた(80%以上)
C=あまり達成できなかった(30~59%)

B=達成できたが、改善の余地あり(60~79%)
D=達成できていない(29%以下)

※条文は一部掲載を省略しているものがあります。

◆評価期間:平成28年7月~30年3月

平成30年7月 現在

条 文	活性化計画 ~29年	取り組み状況など ~29年	議会評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画 30年~
第1条 目的						
第2条 議会及び議員の責務						
第1項 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、町民を代表する自由討議を重視した議決機関として、町民に対する責任を果たします。	なし		B	<p>・あなたは条例等を遵守した活動をしているか。</p> <p>・あなたは町民に対する責任(議決・説明)をはたしているか。</p> <p>A ○自身遵守した活動をしている。○自身では条例を遵守した活動をしていると思う。町民の立場に立って判断、議決に臨んでいる。機会を見つけて説明している。○概ね達成できていると思う。</p> <p>B ○個人的にも定例会報告の文書を作成し、一定数配布、郵送している。○出来る限り町民の皆様には活動を説明をする努力は行っているつもりです。○本条を原則として活動しているが、認識が不足している部分があると考えます。○条例等を遵守した活動をしている。</p> <p>○個人的には町民への議会報告等は行っていない。</p>	○本町議会規則等については、もう少し改善の余地がある。「町民との協議が必要」○個人的議会報告は、もっと素早く編集、発行したい。○常に規範遵守に努める。	・政策形成サイクル、計画・実行・検証・改善を取り入れ、条例・規則等の再検証を行います。
第3条 議会の運営原則						
第1項 議会は、町民を代表する議事・議決機関であることの自覚を持ち、公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営をします。	なし		B	<p>・議会は公平公正な議会運営が行われているか。</p> <p>A ○公平公正な運営をしている。</p> <p>B ○努力はしているが、実感としてない。○議会ルールや人権の保護という原則に照らすと問題あるのではないかという言動が見受けられた。○自身では公平公正な活動をしていると思っているが、議会としては、町民からはそう見られていない部分もあるように思う。○町民に対して不透明、説明不足の部分がある。○本会議の他、議員協議会や委員会等公開しているが町民の傍聴が少ない。</p> <p>C ○町民に対し、不透明な部分がある。</p>	○町民の側に立った判断に心がける必要があると思う。○機会あるごとに、議会運営の原則や、人権の保護など確認すべきと考える。○公平公正、信頼性が不十分と思われる。○傍聴人が増えるような調査研究が必要ではないか。	・真の開かれた議会運営を目指す一環として正・副議長選挙の立候補制度導入を検討します
第2項 議会は、議員と町長、執行機関の長及びその委任を受けた者(以下「町長等」という。)との議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営をします。	なし		B	<p>・議会は町民に分かりやすい議会運営を行っているか。</p> <p>A ○原則公開し情報開示を行っている。○議会は、秘密会以外は原則公開で行われていることや、町民に対する活動報告会、懇談会で説明したり、議会だよりや懇談会後の速報版等で情報開示をしています。○議会は町民に分かりやすい議会運営を行っている。</p> <p>B ○議会だよりの発行の中で、かなり詳しくまた、わかりやすい表現で町民の皆さんに知らせる努力をしている。○議会の活性化の中で議論はしているが、町民に届いていない面がある。○議論は不足していると感じている。</p> <p>C ○新聞報道等拝見しても私共議員が議決してない事が出て来ている。議会軽視も理解出来ない。○町長、執行機関の長との議論が足りない。○町側との議論がかみ合っていない。</p>	○町民みなさんの関心事に的確にこたえる活動を進めたい。○分かりやすいが、それが町民が求めているものではない。○もっと、多くの傍聴者が参加できるよう努力する必要がある。	

条文	活性化計画 ~29年	取り組み状況など ~29年	議会評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画 30年~
第4条 議員の活動原則						
第1項	議員は、個別的事案への対応だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。	・ボランティア活動とともに、地域活動を活発化し、様々な場所で常日頃から町民の声を聞く努力を行います。	・各活動＝「 」 ・5月ゴミ拾いボランティア ・1、2月冬あかりアイスキャンドル作りボランティア	A ・あなたは、町民全体のことを考え活動しているか。 ・あなたは地域活動を通じ町民の声を聞いているか。 A ○様々な場所に参加しています。その中で話しを聞く機会がある。○できるだけ町民の声を中心に活動している。○当初から町の発展・町民のしあわせのために活動しなければと考えてきました。○私個人が年4回ではありますが、町民の方々に議会の動向や、町の話題などをお知らせしています。その時に町民の方々から意見を聞く機会があり、活動に繋がります。○地域道路の草刈り(2Km)(道道)年3回。○除雪(一人世帯2戸)○商工会女性部、スポーツ団体、手をつなぐ親の会、その会など各種団体に所属イベントや大会に参加、協力している。交流を深め対話を重視している。 B ○出来る限り努力しているつもりです。	○議会として、ボランティア活動は行ってきた。個々の議員の立場でそれぞれボランティア活動をしていると思われるし、今後もそのスタンスでよいと思われる。○まじめに働いて生活している人や立場の弱い人との話し合いが必要。	・ボランティア活動とともに、地域活動を活発化し、様々な場所で常日頃から町民の声を聞く努力を行います。
第2項	議員は、議会が自由討議を重視した議決機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互の自由討議を推進します。	(9条と同様) ・審議における議員間の自由な討議の運営を導入します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。	・議員協議会、委員会から行うとしたが、自由討議の形になっていない。	C ・あなたは自由討議を行っているか。 B ○行なっているが、協議会では全員が発言すべき。○自由討議まで至っていない。○委員会において、上押帯18号については、自由討議を行ってから決議をしている。 C ○自由討議には至っていない。○あまり行っていない。○他議員との意見交換などは積極的に行っている。 D ○自由討議をすべきではないかの提案はしたが、そのようにはならないのが現状。○自由討議までいけない。	○どのように取り組んでいくべきか議論を重ね、徐々に自由討議をしていかなければならないのでは。○町の重要な課題について、議員間の議論できる場を積極的に持つべき。○問題の本質を見極め論点を明確にした発言力を身に付ける努力をする。○議員資質向上に努めたい。	(9条と同様) ・審議における議員間の自由な討議を実施します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。
第3項	議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行うため、自己研鑽を図り政策水準を高めます。	なし	各自己研鑽内容＝	B ・あなたは自己研鑽を行っているか。 ・あなたは住民意見の把握に努めているか。 A ○各種研修会等に積極的に参加、また、十勝、全道的な研修会にも時折参加している。○町民のみなさんの意見・要望把握は、日常活動の中で取り組んでいる。また、不定期だが要望などのアンケートを実施している。○他の行政機関との打ち合わせ(道庁など)○自治会における役員活動。 B ○行っている。活動の場を広げ把握に努めている。○不足している部分もある。○住民意見の把握に努めているが全町的にはできていない。 D ○自身では自己研鑽しているとは言い難い。○事あるごとに、住民の方々と意見交換をするよう努めている。	○自己研鑽に務めなければならないと考える。○今後は全町的に住民意見の把握に努めたい。○議会としての研修会などにとりくむ。○政策(課題)によっては、取り組みが不十分。○地域の住民との懇談会の開催が必要。○自治会活動や地域の活動に参加・協力。	
第5条 町民と議会との関係						
第1項	議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たします。	・「議長との対話室」を随時開催しています。要望があれば出前も行います。	・議会報告会・町民懇談会、会議録の公開、議会広報・議会速報の発行、同報無線の活用、新聞折込ちらし年4回、ホームページでの議会活動状況の公開。	A ・議会は情報公開、町民説明を行っているか。 A ○情報公開、町民説明を行っている。○町民懇談会、会議録の公開等、出来る形の情報公開は実施している。 B ○議会報告会の内容が分かりにくいという声がある。○町民説明が不十分。 C ○町民との話し合いが不足。 D ○町民との話し合いが不足。	○町民懇談会の開催回数や開催場所(班編成一4班)○議会の映像配信の可能性の探求。○説明に工夫が必要ではないか。	・「議長との対話室」を随時開催しています。要望があれば出前も行います。
第2項	議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会、議員協議会など全ての会議を原則公開とします。	・ナイター議会を開催し(平成12年から)多くの傍聴者に傍聴いただいております。引き続き開催をします。	・全ての会議を公開している。	A ・会議は公開されているか。 A ○秘密会以外は全て公開している。 B ○会議は公開されている。	○傍聴者が多く参加できるよう検討すべき。	・映像配信の必要性を検討します。・正副委員長会議の検討
第3項	議会は、本会議及び常任委員会の審議に用いる議案を支障のない範囲で傍聴者に提供します。	なし	・傍聴者には議員と同じ議案及び資料を配布している。	A ・議会は傍聴者に議案を配布しているか。 A ○議会は傍聴者に議案を配布している。	○議案(配布するもの)の説明をすれば、なお向上すると思う	実施中

条 文		活性化計画 ~29年	取り組み状況など ~29年	議会 評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画 30年~
第4項	議会は、議会活動に関する報告会・懇談会を年1回以上開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会を兼ねて、町民から議会に関して意見などを直接聞く、町民懇談会を毎年開催します。 町民の関心の高い重要案件に対する報告会を行います。また、要望があれば積極的に出前報告会(委員会)を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会・懇談会を4月に6会場で開催し、町民からの意見を広く聞くことに努めた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 議会は毎年報告会、懇談会を行っているか。 A ○議会は毎年報告会、懇談会を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会へ開催テーマ等の募集。○常任委員会の取り扱う事件によっては町民懇談会、公開、移動委員会などに引き続き取り組む。○年の回数、参加対象者の検討が必要。○会場によっては出席者の少ない会場があるので、場所・時間の工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会を兼ねて、町民から議会に関して意見などを直接聞く、町民懇談会を毎年開催します。○町民の関心の高い重要案件に対する報告会があれば積極的に出前報告会(委員会)を行います。○ナイター議会を開催し(平成12年から)多くの傍聴者に傍聴いただいております、引き続き開催をします。
第5項	議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、議会の討議に反映するよう努めます。	なし	<ul style="list-style-type: none"> 28年8月参考人制度を活用したが、欠席となった。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 参考人、公聴会制度を活用したか。 A ○あまり事案がなかった為。○公聴会制度は案件がなくやっていない。○参考人制度を活用したが欠席となった。 B ○特別委員会では参考人制度を活用した。 C ○法的(拘束力)無い。難しいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の必要性で検討していく。○参考人制度を活用したが、欠席となった場合の対応(真相究明できない)○参考人が出席できるかどうか予め調整すべき。○実施に向けては難しい実態も一方ある。○参考人制度そのものを改善しなければ、いつまで待っても解決は難しいと思う。 	-
第6項	議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置づけ、その審議及び調査に当たっては、必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設けます。	なし	<ul style="list-style-type: none"> 29年陳情書が提出されている上押帯自治会と意見交換会を実施。陳情文書 28年1件 29年2件 	A	<ul style="list-style-type: none"> 議会は、請願・陳情者から意見を聞いたか。 A ○各委員会で取り組んだ。○29年、上押帯地区陳情者から意見を聞いた。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民が提出する「陳情書」の取り組みは今後重要だと考える。(例えば住民運動などに基づくものなどはまちづくりの観点からも大切では)○予算との関係があるので、住民に理解を得る必要がある。 	-
第6条 町長等と議会及び議員の関係							
第1項	本会議における一般質問は、一問一答の方式で行います。	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問の一問一答方式について、傍聴者がわかりやすい方式とするよう選択制を含め再検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 一問一答方式を平成17年から実施。29年11月議運にて運用方式の行政視察研修を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問を行っているか。 一問一答方式を活用しているか。 A ○実施している。○毎回ではないが行っている。○本別方式の一問一答方式で行っている。 B ○行っているが毎回ではない。 C ○一般質問は毎回行っている。答弁とかみ合わない事が多い。○年に数回。 	<ul style="list-style-type: none"> 本別方式の一問一答方式で行っている。○再度検討し、従来の方式と細目による一問一答方式を取り入れた方がよいと思う。○提案型を意識しながら、分かりやすい質問を目指す。○準備、下調べなどをしっかりと行う。○29年議運にて行政視察研修を行ったが検証はこれから。○質問時の発言力の向上に努めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問の一問一答方式について、わかりやすい方式とするよう細目選択制を含め検討します。
第2項	議長から会議への出席を要請された町長等は、論点を明確にするため議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、反問することができます。	<ul style="list-style-type: none"> 議員の質問に対して、論点・争点を明確にするためにも導入します。 	<ul style="list-style-type: none"> 28年度に制定したが、反問権は行使されていない。 			<ul style="list-style-type: none"> 反問にはしっかり対応できる準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため導入しました。
第3項	前項の反問については、別に定めます。	<ul style="list-style-type: none"> 28年6月に定めた。 					

条 文		活性化計画 ~29年	取り組み状況など ~29年	議会 評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画 30年~
第7条 町長による政策等の形成過程の説明							
第1項	議会は、町長が提案する計画、事業等については、必要に応じて次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。		・必要に応じ説明を求めている。	/	/	○政策。事業執行後の議会としての検証は、決算以外にも必要では。	・重要な政策、事業の検証を必要に応じて行います。
第2項	議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価について調査・審議することに努めます。	なし					
第8条 議決事項の拡大							
第1項	議会は、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等執行機関が町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を追加します。	・議会議決が必要な計画書並びに財産の取得金額等の適正化を進めます。	実績なし (平成28年6月改正済み)	/	/	/	/
第2項	前項の議決すべき事件については、別に条例で定めます。						
第9条 自由討議による合意形成							
第1項	議会は、議員による討論の場でもあることを認識し、議長は議員相互間の討議を中心とした運営に努めます。	・審議における議員間の自由な討議の運営を導入します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。	・本会議においては、議員間の自由討議を実施していない。 ・議員協議会、委員会において、行うこととしているが、まだ形になっていない。	B	・議会は自由討議の場を設けているか。 C ○行っていない。○委員会では行っている。	○条例制定後、この問題については自由討議を行ってみるべきではないかと思うこともあった。○これからの課題。○自由討議が不十分と思われる。○目的、意識的に実施する必要がある。○自由討議のやり方を再考することが必要。○4条2項同様。○自由討議のルール等の勉強が必要ではないでしょうか？	・審議における議員間の自由な討議を実施します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。
第2項	議会は、本会議及び委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに町民への説明責任を十分に果たします。				・あなたは委員会において議論を尽くし合意形成に努めているか。 ・あなたは町民へ十分説明しているか。 B ○議論しても合意形成はされていないことが多い。○個人としての議会だよりの発行など。○自治会等で町民からの要望等には出来るだけ説明はしているつもりです。○議論を尽くし合意形成に努めたとは言い難い。○町民への説明は求められることも多々あるし、できるだけ説明をするようにしている。○町民への説明は不足している。○上押帯18号線道路陳情案件において自由討議を実施して採決をおこなった。○自治会や農業団体の中で行っている。 C ○町民への説明は自治会活動等の中で行っている。		

条 文		活性化計画 ～29年	取り組み状況など ～29年	議会 評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画 30年～
第3項	議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。			B	<p>・あなたは議員間で政策立案、提言など話し合っているか。</p> <p>B ○時々話し合っている。○話し合っているが民主主義の数の力がありなかなか実現は遠い気がします。○一部の議員と話し合っている。○政策立案、提言など話し合っていない。○執行者側の政策についての話は、ある程度あるが、提言にはまだ至っていない。○政策立案、提言までには至っていない。</p> <p>C ○一部の議員とは話をすることはあるが、全体では政策立案、提言に結びつくような話し合いにはなっていないと思う。</p>	○全体での議論が必要。○今後は政策立案、提言など話し合っていくよう努力していきたい。少数の議員とでも。○これから取り組むべき事項。○具体的な形となっていくよう努力する必要がある。○政策立案能力向上のための研修や勉強会が必要と考える。○話し合うことはあっても提言には至っていない。	
第10条 委員会等の活動及び議員協議会の運営							
第1項	議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(以下「委員会等」という。)を設置して、所管事務及び付託事件の審査・調査の充実を図り、議会機能を拡充します。	<p>・議員個々の政策能力を高めるため、積極的に所管事務調査及び全員の自主的学習会を開催します。</p> <p>・付託案件など、委員会における賛否の宣言を進めます。</p>	<p>・所管事務調査 年3～4回実施。</p> <p>・管外行政視察研修年1回(研修前学習会を実施。総務1回、産業2回)</p> <p>・予算・決算時の委員会での勉強会、年2回</p>	A	<p>・委員会は審査・調査の充実が図られているか。</p> <p>A ○委員会の審査・調査をもとに一般質問を行うケースもある。</p> <p>○委員会は審査・調査の充実が図られている。</p> <p>B ○時々充実が図られていると感じる。</p>	○議員それぞれの関心によって度合いが違うのをなくす必要がある。○社会情勢をふまえ常に調査チェックすることが重要。○先進事例や動向など今後の方向性を学ぶべき。	・議員個々の政策形成及び立案能力の向上を図るため、積極的に所管事務調査と全員の自主的学習会を開催します。
第2項	委員会等は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応します。	なし	<p>・陳情審査(道路)において、出前委員会含め計9日間</p> <p>・現地調査8日間と適切・迅速に対応した。</p> <p>・所管事務調査は、その時々タイムリーな課題等を実施した。</p>	A	<p>・委員会は適切かつ迅速に対応しているか。</p> <p>A ○陳情等への対応は迅速に行ってきた。○委員会は適切に対応している。○災害現地調査。</p>	-	-
第3項	議会は、委員会等のほか、議会運営調整及び町長等の政策課題の審査に迅速に対応するため議員協議会を設置し、議員間の自由な討議を行い議会運営の充実を図ります。	(9条と同様) ・審議における議員間の自由な討議の運営を導入します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。	・H28年6月特別委員会を設置し、会議等も迅速に行ってきた。	B	<p>・議会は政策課題の審査を迅速に対応したか。</p> <p>・あなたは議員間討議に近いものはおこなったか。</p> <p>A ○議員間討議に近いものはおこなった。○税不適切処理問題会議等を迅速に行った。</p> <p>B ○議員個々での意見交換はあった。○政策課題によって温度差がある。○議員間討議は行ったことがある。○まだ、自由討議にはなっていない。○議員1人1人個々の勉強も必要性があると思います。○委員会の審査・調査をもとに一般質問を行うケースもある。・公式ではないが、諸問題について議論する機会があった。○議員間討議については議論の余地あり。○議員間討議まで至っていない、更なる議論を尽くす努力が必要。</p> <p>C ○政策課題の審査を行なうにあたっては、議員個々の勉強が必要。○課題の審査にあたっては個々の勉強が必要。</p>	○常に行政の動向、町民の声を把握し審査を迅速に進めるべき。○全体での議員間討議は今後の課題。	(9条と同様) ・審議における議員間の自由な討議を実施します。当面は、委員会、議員協議会で取り組んでいきます。

条文	活性化計画～29年	取り組み状況など～29年	議会評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画30年～
第11条 議会事務局の充実						
第1項	議会は、議員の政策形成及び政策提案を補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めます。	なし	・道町村議会議長会、十勝町村議会議長会主催の各種議員研修会、並びに各委員会による先進地行政視察研修会に随参加。 道町村議会議長会主催の町村議会事務局研究会、事務局職員研修会及び池北3町事務局職員研修会に参加。	・事務局員は議員の政策補助を行っているか。 ・事務局員は研修、自己研鑽で資質向上と法務知識の向上が図られているか。 A ○事務局員は、議員が働きやすい状況づくりに務めてくれているので活動がしやすいです。○向上が図られている。 B ○現状では各職員が頑張っています。○政策補助は行っている。○法的知識の向上は感じない。	○現在、監査委員事務局との兼務ですが、再考すべき。○人数の関係で難しいが法的知識の専門家が必要。○事務局員はしっかり勉強して私共議員を支えてくれていると思う。○例えば予算の組み替え案が議員提案できるような力を議員も、事務局体制としても必要だとの専門家の指摘もあるので、それに向かって議会事務局の充実を目指す。	
第2項	議会は、行政から独立した機関としての議会事務局機能の向上に努めます。	なし		・事務局員は議会の立場で働いているか。 A ○事務局員は議会の立場で働いている。○事務局員は、議会の職員としてチームワークよく、働いてくれていると思います。 B ○現状では各職員が頑張っている。	○議会事務局は車の両輪を支える力。理事者側に対応するにはさらなる充実が必要。(予算の「修正」案作りまでできるくらい充実が理想では)	
第12条 議員研修の充実						
第1項	議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上に資する研修の充実強化を図ります。	・議員セミナーの開催。	・議員セミナーの開催なし。 ・他町村開催の研修会への個人参加。一部の議員 ・全道議員研修会参加 7月11名 ・管内議員研修会 11月11名	・議員セミナーは開催されたか。 ・あなたは現行の研修で立案能力向上は十分と感じられるか。 B ○十分とは思っていない。○全道議員研修会、管内議員研修会の参加だけでは立案能力向上は十分といえない。○研修は必要。○個人的活動の中でも、研修等に参加。 C ○研修は必要。年数回セミナーには参加。○研修は必要だが、身近な行政(役場)の所管事務調査等が重要。○不十分と感じている。 D ○議員セミナーは開催されていない。○立案能力向上は不十分。	○その都度、課題にあった先進地を選択して視察を行っているが、時として、我が議会の取り組みの方が進んでいると思われることもある。○議会基本条例を制定する時に、議員協議会に報告したことはあるがその他ではないと思う。	・議員研修会の開催。
第2項	議会は、議員研修の充実、強化にあたり、他市町村の先進事例について調査研究します。	・常任委員会行政視察後の議員協議会での報告について。 ・行政視察における委員会内での協議	・管外行政視察研修年1回 ・視察研修後、議員協議会での報告なし。 ・議運、広報委員会で移動委員会を開催した。	・先進地視察内容は充実していたか。 ・委員会は視察後議員協議会で報告したか。 A ○その都度、課題にあった先進地を選択して視察を行っているが、時として、我が議会の取り組みの方が進んでいると思われることもある。○議会基本条例を制定する時に、議員協議会に報告したことはあるがその他ではないと思う。 B ○充実している方が多い。○視察後の報告はやられていない。○研修報告レポートには力を注いでいる。○本別の人口に近い町村を研修視察することが一番身近な研修になるのではないのでしょうか。○先進地視察内容は充実していた。○視察後議員協議会で報告はしなかった。○本町の課題に近い視察地であるべき。○協議会での報告があると良い、資料と説明があれば共通の認識ができる。 C ○先進地の概念が難しいが、本町の条件に近い視察地とすべき。	○視察先が道内だけに限られているが、事案によっては道外も視野に入れることも必要では。○今後、必要に応じて研修報告を議員協議会で行う。○文章で報告しているが、議員協議会で視察で感じたことを報告し合うべき。○委員長等が報告すべき。○視察後の報告ができれば最高である。	・常任委員会行政視察後の議員協議会での報告。 ・行政視察における委員会内での協議

条文	活性化計画 ~29年	取り組み状況など ~29年	議会評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画 30年~
第13条 議会広報及び広聴の充実						
第1項	議会は、議会、委員会等の審議内容及び議員研修活動内容等について、町民へ定期的に情報を発信します。	・読まれる広報誌への努力をします。 ・ホームページを活用し各種議会情報を提供していますが、会議録(本会議)、議長交際費、一般質問各種情報を掲載します。 ・議案に対する議員の賛否状況の公開を進めます。 ・小グループ、各種団体と膝をまじえたミニ懇談会を積極的に実施します。 ・議会報告会において、議員の活動状況を公開します。	・議会だより 年4回発行 ・町民懇談会速報版 年1回発行 ・議案の賛否状況の公開 ・新聞折込ちらし 年4回 ・各種団体との懇談会 2月農協青年部 ・ホームページの活用 議会だより 議長交際費 議決結果 議会報告会、町民懇談会資料 本会議会議録 など	A ・議会は定期的に町民へ情報発信しているか。 ・情報発信量は少なくないか。 A ○議会だよりを年4回定期発行、情報発信は議会だより、ホームページ等で行っている。○限られた予算で努力していると思います。○情報発信していると思われる。・情報発信発信量は少ない方ではないと思う。○議会は定期的に町民へ情報発信している。○発信量は十分と感じている。	○個人での情報発信は少ない。○議会だよりの更なる充実、工夫を。○議会だよりについては、より見やすい・分かりやすい広報誌を心掛ける。	・議会広報の発行(平成9年)は、読まれる広報誌への努力をします。
第2項	議会は、町政に係る重要な情報をすみやかに公表するとともに、町民からの意見・要望等を聴取し、その内容及び対応について情報を提供します。	・模擬議会、女性議会などを開催し、議会について理解してもらうため、積極的に各団体へ働きかけます。その他、議場の開放を進めます。	・模擬議会、女性議会は開催していない。 ・議場の一般開放はできていない。	A ・議会は町政の重要な情報を提供しているか。 A ○町政の重要な情報などを提供している。 B ○議会広報のあり方(町民の関心の高い情報のあり方)。○町民の皆さんとの双方向の意見交換などをもっと充実していきたい。	○情報の提供は行っているが、重要かどうかのメリハリが必要。	・ホームページを活用し各種議会情報を公開していますが、会議録(本会議)、議長交際費、一般質問各種情報を提供します。・議案に対する議員の賛否状況の公開を進めます。・小グループ、各種団体と膝をまじえたミニ懇談会を積極的に実施します。議会報告会において、議員の活動状況を公開します。・模擬議会、女性議会などを開催し、議会について理解してもらうため、積極的に各団体へ働きかけます。その他、議場の開放を進めます。
第3項	議会は、情報技術の発達をふまえ、様々な広報手段を活用します。	・「議会モニター制度」については、モニター制度を活用する必要性が生じた時に導入します。	制度を活用する事案がなかった。	B ・議会は様々な広報手段を活用しているか。 B ○議会は様々な広報手段を活用しているが、模擬議会、女性議会は開催していない。○議場の一般開放はできていない。 C ○努力目標である。 D ○模擬議会、女性議会の開催はしなかった。○議場の一般開放はできていない。しかし、過去には要望があれば見学等には応じてきた。	○議会について住民の理解を求めめるために、模擬議会やミニコンサートなどを開催した方が良いのでは。毎年でなくても行えたらいいと思う。○今後は、模擬議会、女性議会などを開催。○議場の一般開放を積極的におこなうよう努力。○SNSの活用の可能性を探る。例「議会伝言板、掲示板」等。○議場開放は今後も課題である。	
第4項	議会は、議会モニター制度を設けることができます。				○必要性を引き続き検討していく。	・「議会モニター制度」については、モニター制度を活用する必要性が生じた時に導入します。
第5項	前項に関し、必要な事項は、議長が別に定めます。					
第14条 議員定数及び報酬						
第1項						-
第2項	議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望等を踏まえ総合的に検討するとともに、町民の多様な意見を十分に考慮します。		改正案提案実績なし		○広く意見を聞きながら進める。○報酬額にこだわるのではなく、議員活動から議論を。	-
第3項	議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。				-	-
第4項	議員報酬の改正は、本別町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。		議員報酬(月額)の改正案提案実績なし。		○「民主主義のコスト」との意識形成とそれに応える議員活動に努力することが先決。	-

条文		活性化計画 ~29年	取り組み状況など ~29年	議会評価	評価の理由	今後の課題及び改善策	活性化計画 30年~
第15条 議員の政治倫理							
第1項	議員は町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動します。	・議会基本条例制定とあわせ、政治倫理の高揚を図るため規定します。		A	・あなたは町民の代表として自覚し行動、発言しているか。 A ○自覚・行動している。○心がけている。○自治法だけではなく、基本的人権をはじめ、憲法の理解が必要だと考える。○時々上記の立場で行動しているか自己点検している。○そのつもりだ。○倫理に基づいた言動に努めた。 C ○まだ、不十分だと感じています。	○常に自己点検、集団議論が必要だと考えます。○高い見識と倫理性を自覚し行動したい。○更に努力し信頼されるよう心がける。○町民に正確に伝えるよう更なる努力が必要。○町民との協議の必要性は多少なりともあった方がいいのでは。	・倫理性を常に自覚し行動します。
第2項	政治倫理に関する規律の基本となる事項は、別に定めます。		政治倫理の基本事項は要綱で定められている。H28年6月	A	・政治倫理要綱は定められているか。 A ○定めている。○「選良」たることを追求したい。 B ○定めている。	○議会の倫理要綱について、町民にも周知すべき点がある。(寄付行為の件「寄付を求めてもダメ」)○議会の倫理要綱を正しく認識することが必要。(寄付行為)○町民がどのように見ているか	制定済み
第16条 最高規範性							
第1項	この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等の制定は行いません。	なし	趣旨に反する条例等の制定はおこなっていない。	A	・本条例の趣旨に反する条例等の制定は行っていないか。 A ○おこなっていない。○検証が大切。○行っているとは思わない。	-	-
第17条 見直し手続き							
第1項	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検証します。	なし	・平成30年1月から一般選挙前に実施する。 ・各議員から提出された検証チェックシート状況を基に議会運営委員会で総括、検証を行い、改善が必要な点は適切な措置を講じる。 ・議会基本条例の総括・検証後、必要に応じて改正する。 ・その他の条例、規則等も必要に応じて見直しを行う。	A	・本条例の検証は行われているか。 A ○検証している。○検証が大切。	-	30年実施済み
第2項	議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じます。	なし		A	・検証結果に基づき、適切な措置はされるか。 A ○措置するべき。○自己検証とともに広く意見を聞くことも重要と考える。○検証結果に基づき改善されるところは改善されるものと思われる。○行なわれている。 C ○自由討議までほど遠い状態だと思っています。		-
		・災害情報の収集および把握体制について推進します。	・議長判断により招集する体制を整える。 ・情報収集一町の対策本部の情報を局長から報告させる。 ・H28年8月 大雨災害時 議長招集による現地視察を実施		A ○機敏で適切な対応をしてきたと考える。 D ○災害発生と同時に知ることや現場を見ることが大事。	○災害発生と同時に議員個々において、ある程度情報収集はしておく事が重要。(自治会活動など)○日常からの住民情報の把握に努める。○議員全員の作業衣、長靴を自費で揃えては。○自治会活動に町民は参加することが必要であると思う。	・災害情報の収集および把握体制について推進します。